

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画

環境影響評価方法書に対する意見書

平成 27年 8月 17日

ご住所 〒〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19

内本町松屋ビル10 370号 大阪から公害をなくす会

ふりがな

ご氏名 久志本俊弘

連絡先 06-6949-8120

※環境影響評価法施行規則第4条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の内容及びその理由

1. 環境影響評価方法書第6.1-2表において、大気質の項目にPM2.5を項目に入れること。そして 施設の稼働と、工事中時の要因において、これを選定すること。その上で、貴社として今の技術力でできるだけ最高レベルの環境影響評価方法を工夫して、現地での実測を含めて環境影響評価を実施し、公表すること。
理由は、以下の通り。配慮書への意見の中で、兵庫県知事、神戸市長、芦屋市長、それから多くの市民の声として、このPM2.5を評価項目に入れるべきとしている。しかし、貴社の見解は、7-47ページにあるように「国内最高レベルのばい煙処理設備を導入し、pm2.5の原因物質の一部である硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんおよび水銀を含む重金属等の微量物質を可能な限り低減します。PM2.5については、精度の高い予測手法が確立されていませんが、最新の知見を収集するなど実態の把握を進め、環境影響評価の実施について検討します」というものであった。これと同じことを、いろいろな人への回答でもくり返し記載している。
しかし、この回答の意味は、第6.1-2表において、大気質の項目に粒子状物質(PM2.5)を除外しているのだから、結局、今回の環境影響評価方法書では、なにも、しないということになる。
これは非常にけしからん、市民を馬鹿にしていると言わざるを得ない。何らかの工夫し、現在でも実施できることをすべき。
貴社は過去に、公害ぜん息問題で、その裁判の被告となったという痛苦的な経験があり、患者会との和解の中で、「二度と同じ過ちをしない」という「お詫び」をし、約束をしたはず。その当時も、国の政策に沿って工場を操業しており、なにも「法令違反せず製造」していたのである。企業の技術力の方が専門レベルが高いのであり、国任せではなく、企業責任を考えるべき。そのときの教訓を今一度しっかりと考え直すべき。これは経営者だけではなく、この石炭火力発電にかかわるすべての社員と技術者にもこのことを伝えて、考え直してほしい。
2. 貴社の既設の石炭火力発電所の140万kwの稼働実績を用いて、大気質の項目のPM2.5について、一定の推算をして評価し結果を公表すべき。
理由 今回の石炭火力発電設備は、硫黄酸化物とばいじんは約半分、窒素酸化物はほぼ同じという排出量になっている。少なくとも、神戸市、芦屋市、大阪市における、他の設備からのこれらの物質の排出量と対比して、既設火力が、その自治体測定局におけるPM2.5に、どれだけ増加させたかなどの推算はできるはず。
このやり方は、発電所アセス省令には記載ないが、貴社には、優秀な技術者がいるはず。今回の石炭火力発電所が、神戸市、芦屋市、大阪市という大都会の中に設置するという点からも、政府の用意したアセスだけではなく、独自の積極的なアセスメントをすべき。
3. もし環境影響評価方法書第6.1-2の大気質の項目にPM2.5を項目に入れないのであれば、その原因物質と言うことがはっきりとしている、硫黄酸化物、ばいじん、および窒素酸化物の排出量は、ほぼゼロとなるような「ばい煙処理設備」にした場合の評価も行い、その結果を評価書に取り入れるべき。
ゼロにすることが無理であれば、少なくとも、それらの物質を除去する設備を、直列に2段、または、3段の直列に設置して、技術的に可能なかぎり低減する場合の評価も行い、その結果も評価書に入れるべき。

(1枚に記載しきれない場合は、裏面(続き)をご使用ください。)

【備考】

提出先：〒651-8585 神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所 電力事業企画推進本部 西日本電力プロジェクト部 宛

(神戸製鉄所コミュニティセンター、BBプラザ神戸では、備え付けの意見書箱に投函できます。)

提出期限：平成27年8月17日(月)まで(郵送は当日消印有効。意見書箱での受付は午後5時まで。)

【注】

- ・ご記入いただいた個人情報、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用する事はございません。
- ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱う事としております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

意見の内容及びその理由

理由は、すでに貴社の方法書において明瞭に記載されているように、自治体測定局のPM2.5の数値が環境基準を超過しており、これ以上の原因物質を増やすことはしてはならないから。PM2.5は、呼吸器系だけではなく、循環器系の、死亡原因となる物質であるので、そういう物質を、貴社は平気で現状以上に、増やすことになる。つまり、これらの物質が、原因であるPM2.5という物質が、明らかに世界的にも死亡原因物質であることが明瞭となっている現在であり、ぜん息患者を増やすだけではなく、循環器系患者を増やし、死亡者を増やす企業となるのである。最近のアスベスト問題に似たような状況といえる。クボタやその他の企業と同じ轍は踏むべきではない。国のいうルールや判断、マニュアルではなく、企業が自主的に判断することが求められている。御社のトップメッセージにあるように「真に環境へ配慮し」「地域に溶けこむ企業」としての考えから、本事業が本当に環境に配慮しているのかどうか判断すべき。

4. 環境影響評価方法書第6.2-1表において、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の「文献その他資料調査」において、一点だけではなく、少なくとも、3カ所から5カ所、またはそれ以上で実測すべきである。
理由 本設備の硫黄酸化物、ばいじん、および窒素酸化物等の排出物の拡散の仕方は、道路や住宅、建物の状況による影響を受けるはずである。従って、実測は一カ所ではなく、多くの箇所にて実測して評価すべき。
5. 環境影響評価方法書第6.2-1表において、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の「文献その他資料調査」において、一般局だけではなく、自排局のすべての地点も含めるべきである。
理由 一般局ではなく、自排局の場合にも、本設備の硫黄酸化物、ばいじん、および窒素酸化物の排出量の影響を受けるはずである。どの程度影響を受けるのかを評価することは、人口密集地であるこの地域の「非悪化原則」からみて重要である。従って、窒素酸化物の場合、一般局の33局だけではなく、自排局のすべて(22局)すべても、影響評価をすべきだ。
6. この方法書については、しばらく、たとえば1年から2年の延期することを求める。
理由は、まだ多くの疑問点があり、まだ十分には検討できない点が残っている。たとえば、光化学オキシダントについても、環境基準をオーバーすることがあると方法書に記載があるが、それについての、影響評価方法に問題があると思われる。また、地域市民に十分に理解させているのかどうか、疑問である。